

受益者のみなさま

2026年3月吉日

中銀アセットマネジメント株式会社

約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社投資信託につきまして、下記のとおり約款変更を実施しましたので、お知らせ申し上げます。本件変更後も運用方針および運用プロセスには変更はございません。また、本件変更は、重大な約款変更には該当いたしません。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象投資信託
せとうち応援株式ファンド（愛称：せとうちサポーター）
2. 約款変更日
2026年3月14日（土）
3. 変更内容
監査費用の一部を委託者が負担する可能性がある旨を明記するための約款変更を行いました。
くわしくは、別紙の「約款の新旧対照表」をご確認ください。

以上

- ・ 本件に関するお問い合わせ
中銀アセットマネジメント株式会社 マーケティング部 086-224-5310
【受付時間：営業日の午前9時～午後5時】
- ・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ
お取引のある販売会社へお問い合わせください。

＜約款の新旧対照表＞

せとうち応援株式ファンド（愛称：せとうちサポーター）

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（信託事務の諸費用および監査に要する費用） 第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、<u>原則として受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</u></p> <p>② 前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用として、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額を消費税等に相当する金額とともに、<u>毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。本項の方法により得た額が、監査に要する費用の額に満たない場合には、委託者が差額を負担します。</u></p>	<p>（信託事務の諸費用および監査に要する費用） 第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、<u>受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</u></p> <p>② 前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、<u>毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。</u></p>

以上